

防府市競輪事業場外担当専門監就業要綱

平成30年3月28日制定

(目的及び設置)

第1条 防府競輪の経営の安定に資するため、防府市競輪事業場外担当専門監(以下「専門監」という。)を置く。

(身分)

第2条 専門監は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(委嘱)

第3条 専門監は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

(1) 競輪事業に関する豊富な知識と経験を持つ者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 成年被後見人及び被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 防府市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又は、これに加入した者

2 前項に定めるもののほか専門監の委嘱に必要な基準は、市長が別に定めることができる。

(職務内容)

第4条 専門監は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 自転車競技法(昭和23年法律第209号)23条の規定に基づく競輪振興法人との連絡、調整

(2) 競輪場外場との連絡、調整

(3) その他、防府市競輪局長が指示する業務

(委嘱期間)

第5条 専門監の委嘱期間は、4月1日又は新たに委嘱された日から最初に到来する3月31日までとし、委嘱期間が満了したときは、当然退職するものとする。

(服務)

第6条 専門監は、この要綱を遵守し、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない。

- 2 専門監は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 3 専門監は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 専門監は、すべての競輪において車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

(勤務時間等)

第7条 専門監の勤務日等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務日数は一月当たり17日とし、勤務日は競輪局長が指定する日とする。
- (2) 勤務時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までの間とする。
- (3) 休憩時間は、正午から午後1時までとする。
- 2 前項に規定する勤務日数及び勤務時間に依りがたい理由があるときは、これを調整することができる。
- 3 週休日とされる日において特に勤務をする必要がある場合には、一般職の職員の例により週休日を振り替えることができる。

(報酬)

第8条 報酬は、月額280,000円を支給する。

- 2 報酬は、毎月分を25日に支給する。
- 3 通勤手当は、通勤距離に応じ、別表1のとおり定額を支給する。ただし、月の勤務日数が8日未満の場合及び徒歩による通勤の場合は支給しない。

(報酬の特例)

第8条の2 月の途中において任用された場合、任期満了となった場合、退職

した場合、又は解任された場合の報酬額は、その月において割り振られた勤務時間に勤務1時間あたりの報酬額を乗じて得た額とする。

2 年次有給休暇又は有給の特別休暇による場合を除く割り振られた勤務時間中に勤務をしないとき（以下「欠勤」という。）は、欠勤1時間につき勤務1時間あたりの報酬額を減額した報酬を支給する。ただし、その月の割り振られた勤務時間の全てが欠勤であるとき又は報酬から減額すべき額が報酬額を超えるときは、その欠勤のあった月の全ての報酬を減額することとする。

3 勤務1時間あたりの報酬額は、報酬の月額を1月あたりの勤務時間で除して得た額とする。

4 第1項及び第2項において合計した時間に1時間未満の端数がある場合は、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

5 第3項において算出する額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭以上の端数は1円に切り上げ、50銭未満の端数は切り捨てるものとする。

（解嘱等）

第9条 専門監が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

(1) 重要な経歴を偽る等その他不正な手段によって委嘱された場合

(2) 不正な行為又は重大な過失があった場合

(3) 心身の障害により職務の遂行に耐えられないと認められる場合

(4) この要綱に違反した場合

(5) 前4号に規定する場合のほか、職務に必要な適性を欠くと認める場合

2 専門監が前項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当するも解嘱するには当たらないと市長が判断した場合には、防府市職員の非違行為に係る懲戒処分等の基準（平成16年12月2日制定）を準用し、停職、減給、戒告の処分若しくは訓告又は注意をすることができる。

（年次有給休暇）

第10条 専門監には、別表2に定める年次有給休暇を与える。

2 年次有給休暇は、付与された日数（前年度から繰り越された日数を除く。）の残日数を限度として当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 前項の規定にかかわらず、任用期間が一の年度の八割に満たない職員は、翌年度に繰り越すことができない。

(特別休暇)

第11条 専門監には、別表3に定める特別休暇を与える。

2 特別休暇の取得期間は、連続した期間とし、期間内に週休日、休日又は勤務をしない日が含まれるときは、当該週休日、休日又は勤務をしない日は、特別休暇の日数に加える。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

通勤距離	支給月額
2km 未満	0 円
2 k m 以上 5 k m 未満	2, 000 円
5 k m 以上 10 k m 未満	4, 100 円
10 k m 以上 15 k m 未満	6, 500 円
15 k m 以上 20 k m 未満	8, 900 円
20 k m 以上 25 k m 未満	11, 300 円
25 k m 以上 30 k m 未満	13, 700 円
30 k m 以上 35 k m 未満	16, 100 円
35 k m 以上	18, 500 円

別表 2

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
付与日数	7	8	9	10	12	13	15

別表 3

事由	期間
一 裁判員として裁判所その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
二 忌引	
ア 配偶者	三日以内
イ 父母	三日以内
ウ 子	三日以内
エ 祖父母	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、三日以内）
オ 孫	一日
カ 兄弟姉妹	一日
3 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
4 女性職員の産前産後の休暇	6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定の女子職員が申し出た期間で出産日までの期間のうちあらかじめ必要と認める期間を産前とし、出産の

	翌日から8週間を産後とする期間。ただし、産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く
5 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回、それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
6 女子職員の生理	その都度必要と認める期間
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1 第2号にあっては、葬儀のため遠隔の地に赴くときは、往復に要する日数を加算することができる。 2 第2号にあっては、取得開始日は死亡日から葬儀日までの間とする。 3 第1号、第2号、第3号にあっては有給とし、第4号、第5号、第6号にあっては無給とする。 4 取得単位は1日、1時間、又は1分とする。 	